

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

許認可等の内容		成年後見制度利用支援事業申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条、第16条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条、第5条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成31年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(審判の申立てに関する支援の対象者)</p> <p>第4条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき市長の行う前条第1号に定める支援の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 認知症、知的障がい又は精神障がいの状態にあるため意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障がある者及びその近親者等</p> <p>(2) 認知症、知的障がい又は精神障がいの状態にあるため意思能力に乏しく、家族等の虐待又は放置をされている者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、成年後見制度を利用しなければ、当該認知症高齢者等の権利を擁護することが困難であると市長が認める者</p> <p>(申立費用支援及び後見人等報酬支援の対象者)</p> <p>第5条 第3条第2号及び第3号に定める支援の対象者は、前条の規定に該当する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に定める被保護者</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、審判の申立てに要する費用及び後見人等の業務に対する報酬を負担することが困難であると市長が認める者</p>	

(申立費用の助成)

第12条 市長は、第5条の規定に該当する者の審判の申立てに係る費用を助成するものとする。

(平31告示116・追加)

(申立費用助成の申請)

第13条 前条の助成を受けようとする者(次項並びに次条及び第15条において「申請者」という。)は、申立費用助成申請書(別記様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項に定める申請書に次に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
- (2) 金銭出納簿及び領収書の写し等必要経費の判明するもの
- (3) 財産目録等の写し等資産状況の判明するもの
- (4) 後見人等が申請する場合には、後見人等であることを証する登記事項証明書

(平31告示116・追加)

(申立費用助成の決定)

第14条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申立費用助成申請書、添付書類及び当該申請に係る該当者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、前項の助成の可否の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに申立費用助成決定(却下)通知書(別記様式第2号)により通知する。

(平31告示116・追加)

(報酬の助成)

第16条 市長は、家庭裁判所により後見人等が選任された第5条の規定に該当する者(以下「助成対象者」という。)の後見人等の業務に対する報酬の全部又は一部を助成するものとする。

(平31告示116・旧第12条繰下)

(報酬助成の額)

第17条 前条の規定による助成は、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に基づき算定された生活費、福祉サービスの利用料及び社会保険料等を勘案し、市長が必要と認める経費と後見人等の報酬の合計が助成対象者の収入を超過した場合の当該超過額とする。

(平31告示116・旧第13条繰下・一部改正)

(報酬助成の上限額)

第18条 前条の助成は、家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内で、助成対象者の生活の場が在宅にあつては月額4万円、施設入所中にあつては月額2万円を上限額とする。

(平31告示116・旧第14条繰下・一部改正)

(報酬助成の申請)

第19条 後見人等の業務に対する報酬に係る助成を申請する者は、助成対象者又は助成対象者の代理人としての後見人等(この条、次条及び第22条において「申請者」という。)とする。

2 家庭裁判所が報酬額を決定し、申請者が助成を受けようとするときは、後見人等の報酬助成申請書(別記様式第4号)により、市長に申請しなければならない。

3 申請者は、前項に定める申請書に次に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
- (2) 金銭出納簿及び領収書の写し等必要経費の判明するもの
- (3) 財産目録等の写し等資産状況の判明するもの
- (4) 報酬付与の審判決定書の写し
- (5) 後見人等が申請する場合には、後見人等であることを証する登記事項証明書

(平31告示116・旧第15条繰下・一部改正)

(報酬助成の決定)

第20条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、後見人等の報酬助成申請書、添付書類及び当該申請に係る該当者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、前項の助成の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに後見人等の報酬助成決定(却下)通知書(別記様式第5号)により通知する。

(平31告示116・旧第16条繰下・一部改正)